

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成14年4月背任罪に関する告発事案についての湯沢警察署警察安全相談の処理経過等を記録した別紙1記載の6件の文書（以下「本件行政文書」という。）について、部分公開としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、本件行政文書に関して実施機関が平成15年6月18日付け秋本捜二第398号で行った部分公開決定について、その取消しを求めるというものである。

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、同人が提出した意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

1 秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。) 6条 1項1号該当性について

(1) 本件行政文書の内容

審査請求人が公開請求した行政文書は、審査請求人が告発した背任容疑に関する調査記録等である。そして、特定個人の思想、信条、私生活における基本的人権にかかわる捜査等は存在しない。

(2) 名古屋高裁判決

平成15年8月1日の朝日新聞掲載記事によれば、犯罪容疑者の実名報道について、名古屋高裁は、「結局は、犯罪事実の態様、程度及び被疑者の社会的地位、特質（公人たる性格を有しているか）、被害者側の被

害の心情等を比較考量し、・・・・・・」と述べている。

(3) 大阪高裁判決

大阪高裁平成13年10月12日判決（平成12年（行コ）第113号）は、「非開示事由に該当するためには、開示による弊害が客観的、具体的、実質的なものであり、法的保護に値する程度の蓋然性をもって生ずるものである必要がある。」と判示している。

(4) 本件行政文書は、本号ただし書（五）に該当する。

2 条例6条1項2号該当性について

(1) 本件事案の周知性

本件事案は、町内会通常総会及び町内会全世帯に配布された「訂正とお詫び」により、周知の事実である。

(2) 町内会の事業運営上の地位、社会的な地位

任意捜査により行われる調査等の内容を秘匿する理由は存在しない。

公開による当町内会の名誉、信用、地位の損傷などは、杞憂である。

(3) 本件行政文書は、本号ただし書（二）又は（三）に該当する。

3 条例6条1項4号該当性について

本号にいう「支障」の程度は、一般に名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要である。また、同号にいう「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

4 条例6条1項6号該当性について

(1) 鳥取地裁判決

警察職員の氏名について、鳥取地裁平成14年4月23日判決は次のように述べ、広島高裁松江支部もこれを支持した。

「文書の性質を問うことなく、当該情報の内容が警部補及び同相当職以下の職にある警察官の氏名であることの一事をもって、これを非公開とすることが合理性を有するといえるためには、氏名を開示された場合

に警察職員又はその家族に危害が及ぶことについて具体的なおそれが認められることが必要である。また、仮に氏名を開示した場合に危害が加えられるおそれがあるというのであれば、その警察職員の階級によって、かかるおそれの程度に違いがないはずであるにもかかわらず警部補以下の職員についてのみその氏名について非開示としており、この点について明確で合理的な説明ができていない。」

(2) 警察職員の宿舎等の公知性

湯沢市では、警察職員の宿舎の所在は公知の事実であり、さらに、行政員制度及び町内会組織の整備によって、警察職員、その家族等の情報の収集は、さして難事ではない。

(3) 被害の抽象性

情報が開示された平成14年4月1日以降における警察職員及びその家族の被害が急増した、という具体的な報道もみられないことから、実施機関の主張は、可能性を推測したものにはほかならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 条例6条1項1号該当性について

(1) 本号該当性

警察に告発の相談を行った者の氏名、住所、相談内容等や、捜査対象者の住所、職業、氏名、供述内容、提出資料等は、個人を識別することができる情報であり、本号ただし書のいずれにも当たらないので、非公開情報に該当する。

また、その取扱いに当たっては、関係者の名誉、信用を害しないように、格別の慎重さが要求される。

(2) 名古屋高裁判決

審査請求人は朝日新聞記事中の名古屋高裁判決を引用しているが、これは、犯罪被疑者のマスコミによる実名報道に関する事案である。本件における捜査対象者は、被疑者ではなく、参考人であり、審査請求人の引用は不適當である。

また、情報公開制度とマスコミによる犯罪被疑者の実名報道とは、目的、性質が異なる。

(3) 大阪高裁判決

審査請求人が引用した大阪高裁判決は、個人情報保護条例に基づく勤務評定書等の開示請求に関するものである。自己の情報に対する開示請求等の権利を保障する個人情報保護制度と本件の情報公開制度とは制定目的が異なり、審査請求人の引用は不適當である。

(4) 本号ただし書（五）該当性

告発の相談を行った個人及び捜査の対象となった個人の氏名等を公開した場合に侵害される個人の権利利益と、公開した場合の公益とを比較考量した場合、前者の侵害が大きいので、公開すべきではない。

2 条例6条1項2号該当性について

(1) 本号該当性

相談事案を端緒に開始した捜査の対象団体に関する情報は、団体の名誉、信用に係る社会的な地位が損なわれると認められる情報であり、本号ただし書のいずれにも当たらないから、非公開情報に該当する。

(2) 本件事案の周知性

町内会が出した「廃品回収について訂正とお詫び」には、背任容疑が推定されるような内容は記載されていないし、町内会のみ配布されたものである。したがって、本件は、周知のものではない。

また、捜査に当たっては、個人の基本的な人権を尊重し、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない、秘密を厳守し、関係者の名誉を害す

ることのないよう注意しなければならない。

(3) 町内会の事業運営上の地位、社会的な地位

公開することにより、町内会内部に無用の混乱を招くとともに、役員
のなり手がいなくなることが考えられる。これらの結果、町内会として
の事業を行っていく上で支障が生じ、団体としての存続や地位が危ぶま
れる。

(4) 本号ただし書（二）又は（三）該当性

町内会は違法又は不当な行為を行っておらず、町内会の構成員や地域
住民に危害又は損害を与えていないので、本号ただし書（二）又は（三）
には当たらない。

3 条例6条1項4号該当性について

(1) 本号該当性

警察安全相談等について、その相談内容、処理経過、処理結果、関係
者、当該関係者が提供した資料等を公開することは、相談を行おうとす
る者が相談を躊躇することになるなど、警察安全相談事務の今後の適正
な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本号に該当する。

(2) 本号にいう「おそれ」の解釈

本件行政文書に記録された情報は、関係者から、一般に知られること
はないという状況の下に得られたものである。

こうした信頼関係を前提に得られた情報を公開することは、関係者の
名誉、信用、社会的地位を傷つけることになる。その結果、関係者と警
察との信頼を損ない、今後相談しようとする者や調査に応じようとする
者に、不信、不安、躊躇を与える。

この「支障のおそれ」は、法的保護に値する蓋然性のあるものと判断
する。

4 条例6条1項6号該当性について

(1) 相談日等の本号該当性

告発しようとする者の説明だけでは、犯罪の成否、告発の受理、不受理の判断がつかない場合がある。こうしたことから、関係者からの事実確認、資料の確認等一定の捜査を必要とする場合がある。本件行政文書も、こうした捜査内容を記載したものである。

このため、相談日、相談内容、相談者、相談内容に係る関係者、これらの者の説明内容、提供資料、相談処理の手法、経緯、結果等は、犯罪の予防等に関し情報を提供した者に関する情報、捜査の参考人に関する情報、捜査の手法、方針に関する情報に該当する。

これらの情報は、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由のある情報に該当する。

(2) 警察業務の特殊性

警察業務は、警察規制を物理的、強制的に実現するものであり、相手方の反発、反感を招きやすい。また、些細な情報であっても、犯罪を実行しようとする者にとっては、貴重な情報となり得る。

したがって、業務遂行に当たっては、高度な密行性、秘匿性が要求されることがある。

(3) 「支障を及ぼすおそれ」の解釈

犯罪の捜査に関して情報を提供した者や捜査の参考人に関する情報、犯罪の予防や捜査の手の内に関する情報を明らかにすることは、捜査に協力した県民の信頼を失い、ひいては捜査に対する不信、不安を助長することになる。

また、捜査機関がどのような点に着目し、どのような対象に、どのようなことを聞き判断するかなど、捜査の手法を明らかにすることは、犯

罪を企図する者に有利な情報を提供することになり、犯罪の予防や捜査等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

この「おそれ」は、抽象的なものではなく、実施機関がこれまで蓄積してきた専門的、技術的判断から、極めて蓋然性の高いものである。

(4) 警部補及び巡查部長の氏名等の本号該当性

警察職員のうち警部補（係長）及び巡查部長（主任）の氏名（姓）及び印影は、犯罪の予防等に従事する者に関する情報に該当し、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報に該当する。

本件で氏名等を非公開とした警察官は、いずれも、犯罪現場や警察規制の現場で、直接被疑者や被規制者と対峙し、逮捕や規制を直接、強制的に実現する職務に従事する実働の中核である。

(5) 警察職員の氏名の公開が、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

警部補以下の警察職員の氏名の公開は、警察の職員配置の一端とともに、警察体制の裏をかいた犯罪の敢行、証拠隠滅、情報提供の拒否、警察施設に対する襲撃等により、犯罪の予防や捜査に支障を及ぼす。また、警察職員や家族の生命、身体に対する危害や平穏な生活に対する侵害行為が発生するおそれが高まる。

これらにより、積極的な警察活動が阻害され、警察の弱体化が進み、公共の安全と秩序の維持に重大な支障が生じる。

(6) 警察職員の氏名等の公開に関する考え方

秋田県警察では、警察業務の特殊性を踏まえ、氏名を公表することによる警察業務への支障、警察職員及び家族に対する嫌がらせの防止、プライバシー保護の観点から、警部補以下の警察職員の氏名は、公表していない。定期人事異動についても、平成 12 年 8 月以降は、警部補以下

の警察職員について、全面的に公表を控えている。

(7) 鳥取地裁判決及び広島高裁松江支部判決

審査請求人が引用した判決は、予算執行文書に記録された情報を対象としている。平成 12 年 3 月までの鳥取県警察の人事異動は、巡査の階級にある者の氏名までマスコミに公表されていた。このため、裁判所は、公開請求に対して公開しても、新たな障害が生じないと判断したものと考える。

(8) 平成 15 年 12 月 26 日の高松高裁判決

高松高裁は、高知県出納室が保有する平成 7 年度の警察本部の食糧費の支出書類について、警部補以下の警察職員の印影について、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、そのおそれは、具体的に存すると認められるとしている。

このように、高裁レベルでも、判断が分かれている。

(9) 警察の階級による違い

警部以上の警察職員は、警察署内において警察行政の運営や業務管理に携わっており、警部補以下の警察職員は、実働の中核として専ら現場において活動している。両者には、警察を敵視する者等と接する度合いに、格段の違いがある。

(10) 警察職員の宿舎等の公知性

湯沢警察署員の宿舎が、周辺住民を超えて湯沢市の公知の事実であるとの主張は、根拠に乏しい。

警察職員はじめ住民に関する情報も、日常生活の中で自然に入手できる情報という意味ならば別であるが、情報公開制度とは別の問題である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成15年8月25日 諮問の受付
- (2) 同年10月10日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同年11月26日 審査請求人から意見書を收受
- (4) 平成16年2月23日 審議
- (5) 同年5月7日 諮問庁から非公開理由を聴取
- (6) 同年6月26日 審議
- (7) 同年7月22日 審議
- (8) 同年8月24日 審議
- (9) 同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書について

本件行政文書の名称及びその記載事項は、別紙1記載のとおりである。

2 条例6条1項該当性について

本件行政文書について、実施機関が公開をしないこととした部分及びその該当理由は、別紙2記載のとおりである。情報の内容によっては、実施機関が、複数の非公開理由をあげている。

しかし、条例6条1項各号に掲げる情報のいずれかが記録されていれば、当該情報は非公開とすべきものである。そして、当審査会としては、当該情報が別紙2の◎印を付した号に掲げる情報に該当すると判断した。

したがって、その余については判断しない。

3 条例6条1項1号該当性について

(1) 本号の解釈

本号は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別情報」という。）を原則として非公開情報として
いる。そして、本号の文言上個人識別情報には何らの限定がないから、
思想、信条等に関する情報に限らず、特定の個人を識別することができる
一切の情報は、原則として非公開情報になるものと解される。

(2) 本号本文該当性

(1)の解釈をもとに本件行政文書を見ると、相談者の住所及び氏名、
個人の肩書及び氏名並びに相談者以外の特定個人の氏名、住所、勤務先
及び肩書は、直接個人を識別することができる情報であり、本号本文に
該当することが明らかである。

また、相談者の職業及び年齢は、他の情報と結びつけることにより、
間接的に個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。

(3) 本号ただし書該当性

審査請求人は、理由を示していないものの、実施機関が非公開とした
情報が本号ただし書(五)に該当すると主張している。そこで、これにつ
いて検討する。

本号ただし書(五)に該当するのは、人の生命、身体、健康、生活又は
財産に対して現実に被害が発生している場合か、将来発生する蓋然性が
高い場合である。そして、審査請求人が主張するような背任行為その他
これに類する行為が存在したとすれば、本号ただし書(五)に該当する可
能性があると思われる。しかし、諮問庁の説明によれば、そのような事
情を伺うことはできない。

したがって、本号ただし書(五)には該当しないものと判断する。

また、本号ただし書(一)から(四)に該当しないことは、明らかである。

(4) 審査請求人が引用した判決について

審査請求人は、二つの高裁判決を引用している。まず、名古屋高裁判決は、犯罪被疑者の実名報道に関する事案である。しかし、本件は、犯罪被疑者に関する事案ではないし、実名報道に関する事案でもない。

また、大阪高裁判決は、個人情報保護条例に関する事案であって、本件のように情報公開条例に関するものではない。

したがって、これら二つの判決を本件に援用することはできない。

4 条例6条1項4号該当性について

(1) 本号の解釈

本号は、県の機関又は国等の機関が行う全ての事務又は事業を対象としており、(一)～(五)は例示である。したがって、これら以外の事務又は事業に係る情報についても、当該情報を公開することにより、性質上その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、非公開とするものである。

本号にいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

以下、この解釈を前提に、具体的に検討する。

(2) 相談内容、相談処理の経過及び（又は）結果に関する内容、相談者以外の特定個人の記載内容

これらは、告発の相談の内容及びこれを契機に実施機関が関係者から受けた説明の内容を記録したものである。

一般に、警察に告発の相談を行った者又は警察から調査協力を求められた関係者は、自己の説明内容や提供した情報が公開されることはないという信頼感を持つものだと思われる。このようなことから考えると、こうした信頼関係を前提に得られた情報を公開することは、当該関係者

の警察への信頼を損なうものであると言える。

また、これに加え、当該関係者のみならず、今後告発の相談を行おうとする者又は調査に協力しようとする者に、不信、不安、躊躇等を与え、ひいては、警察安全相談の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そして、この「支障のおそれ」は、法的保護に値する蓋然性のあるものであると判断する。

5 条例6条1項6号該当性について

(1) 本号の解釈

公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開の可否の判断に、犯罪等に関する専門的、技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。このようなことから、本号は、「実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの」という表現を用いることにより、本号に規定する情報に該当するかどうかについて、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨を明確にしている。

したがって、当審査会としては、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理、判断する。

(2) 警部補（係長）及び巡査部長（主任）の氏名及び印影

警察職員の氏名及び印影のうち、本件で非公開とされているのは、警部補（係長）及び巡査部長（主任）のものである。

諮問庁は、これらの職員の氏名等の公開が、①警察の職員配置の一端とともに、警察体制の裏をかいた犯罪の敢行、証拠隠滅、情報提供の拒否、警察施設に対する襲撃等により、犯罪の予防や捜査に支障を及ぼし、また、②警察職員や家族の生命、身体に対する危害や平穏な生活に対する侵害行為の発生のおそれを高める、と述べている。

これらの警察職員は、いずれも、犯罪現場や警察規制の現場で、直接

被疑者や被規制者と対峙し、逮捕や規制を直接、強制的に実現する職務に従事する実働の中核であると思われる。また、警察活動の特殊性からすれば、外部に知られることなく捜査活動に従事している者も存在すると考えられるし、継続的に一定の内容の捜査活動に従事している者も存在すると考えられる。

このようなことからすれば、実施機関が、これらの警察職員の氏名等の公開により、警察活動が阻害され、公共安全と秩序の維持に支障が生じると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものであると判断する。

(3) 相談日、相談処理の年月日及び場所、相談処理 (の) 手法、判断、回答内容、欄外のメモ

これらの情報は、捜査の端緒、捜査の手法、捜査の方針等に関する情報である。これらが公開されると、捜査機関が、告発の相談により捜査の端緒をつかんだ時点から、相談の内容に応じて、どの程度の期間にどのような手法で捜査を行い、どのような判断を下すのか、が明らかになると考えられる。

したがって、実施機関が、これらの情報は本号に該当すると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものであると判断する。

(4) 添付資料

添付資料は、実施機関が、捜査対象者から提出を受けた資料である。

これが公開されると、捜査機関がどのような資料を収集し犯罪の有無を判断するのかが明らかになると考えられる。

したがって、実施機関が、これらの情報は本号に該当すると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものであると判断する。

第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	平 川 信 夫	弁護士
会長代理	小 賀 野 晶 一	千葉大学専門法務研究科教授
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	柴 田 一 宏	弁護士
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授

【別紙 1】

本件行政文書の名称及び記載事項

本件の対象文書は、次のア～カの6件である。

内容は、審査請求人が町内会費について背任罪の疑いがあるとして告発したことに関して、警察署が行った処理経過等を記載したものである。

	行政文書の名称	記載事項
ア	処理経過及び処理結果 (平成 14 年 5 月 15 日 付け)	決裁欄・印影、作成年月日、作成者の係・職・氏名・印影、相談日、相談者の住所・氏名、相談内容、処理年月日・場所、処理手法、処理経過・処理結果の内容、添付資料
イ	処理経過及び処理結果 (平成 14 年 5 月 17 日 付け)	決裁欄・印影、作成年月日、作成者の係・職・氏名・印影、相談日、相談者の住所・氏名、相談内容、処理年月日・場所、処理手法、処理経過・処理結果の内容、添付資料
ウ	処理経過又は処理結果 (平成 14 年 6 月 8 日 付け)	決裁欄・印影、作成年月日、作成者の係・職・氏名、相談日、相談者の住所・氏名、相談内容、処理年月日・場所、処理手法、処理経過・処理結果の内容、添付資料
エ	処理経過又は処理結果 (平成 14 年 7 月 16 日 付け)	決裁欄・印影、作成年月日、作成者の係・職・氏名、相談日、相談者の住所・氏名、相談内容、処理年月日・場所、処理手法、処理経過・処理結果の内容、添付資料
オ	処理経過又は処理結果 (平成 14 年 7 月 30 日 付け)	決裁欄・印影、作成年月日、作成者の係・職・氏名・印影、相談日、相談者の住所・職業・氏名・年齢、相談内容、処理手法・判断、処理経過・処理結果の内容、欄外のメモ、添付資料
カ	処理経過又は処理結果 (平成 14 年 8 月 3 日 付け)	決裁欄・印影、作成年月日、作成者の係・職・氏名・印影、相談日、相談者の住所・職業・氏名・年齢、相談内容、回答内容、相談者以外の特定個人の氏名・住所・勤務先・肩書・記載内容、添付資料

【別紙 2】

公開をしないこととした部分及び該当理由

番号	公開をしないこととした部分	行政文書	条例 6 条 1 項					
			1 号	2 号	4 号	6 号		
1	決裁欄の係長以下の警察官の印影	アイエオカ				◎		
	決裁欄の主任の印影	ウ				◎		
	作成者の氏名、印影	アイオカ				◎		
	作成者の氏名	ウエ				◎		
2	(1)	相談日	アイウエオカ				◎	
		相談者の住所	アイウエオカ	◎			○	
		相談者の職業	オカ	◎			○	
		相談者の氏名	アイウエカ	◎			○	
		相談者の氏名	オ	◎		○	○	
		相談者の年齢	カ	◎			○	
		相談内容	アイウエカ	○	○	◎	○	
		相談内容	オ		○	◎	○	
	(2)	相談処理の年月日、場所	アイウエ			○	◎	
		個人の肩書	アイウエ	◎	○	○	○	
		個人の氏名	アイウエ	◎		○	○	
		相談処理手法	アイウエ			○	◎	
		相談処理の手法及び判断	オ			○	◎	
		回答内容	カ			○	◎	
	(3)	相談処理の経過及び（又は）結果に関する内容	アイウエオ	○	○	◎	○	
		相談者以外の特定個人の	氏名、住所、勤務先	カ	◎		○	○
			肩書	カ	◎	○	○	○
			記載内容	カ	○	○	◎	○
3	欄外のメモ	オ			○	◎		
4	添付資料	アカ		○	○	◎		
		イウエオ	○	○	○	◎		

(注) ◎印は、実施機関が非公開理由としてあげ、当審査会が判断したもの。

○印は、実施機関が非公開理由としてあげたが、当審査会が判断しなかったもの。